



ございまして、多くの意見が調査報告書に反映されております。それでもなお調査報告書の考え方と有識者委員会の意見が一致しなかつた部分について説明いたします。

まず、定型的な運用ということになりますが、先ほど答弁申し上げたとおり、調査報告書では、遅くとも昭和三十五年以降については合理性を欠く差別的な取扱いであったことが強く疑わ

表半例注六十条に違反するものであつたと  
いうふうに結論付けました。これに対し、有識  
者委員会の意見においては、この運用は裁判所法  
違反であると同時にハンセン病患者への合理性を  
欠く差別であり、憲法十四条一項違反と言わざる  
を得ないと指摘がありました。また、昭和三  
十五年以前の例につきましても、ハンセン病患者  
への反省と謝罪の表明があつてもしかるべきだと  
いう指摘もあつたところでござります。

につきましては、先ほど答弁申し上げました通り、調査委員会の方は、裁判所法六十九条二項が想定する公開の要請を満たさないと解される具体的な形態を有する場所が開廷場所として選定された事例があつたとまで認定するには至らなかつたと結論付けたところですが、有識者委員会の意見に

おきましては、療養所等ハンセン病患者の隔離、収容の場所で行われた裁判が憲法の要請する公開原則を満たしていたかどうか、違憲の疑いはないお拭い切れないという指摘があつたところでござります。

○三宅伸吾君 每年、憲法記念日の前になりますと最高裁長官が記者会見をされます。本件に関し、今年の記者会見で最高裁の寺田長官は、特別法廷が憲法の法の下の平等に反すると有識者に指摘されたにもかかわらず最高裁事務総局の報告書に載ったので、それ以上に憲法違反かどうかの判断は法律的には必要ないと説明をされておられました。そしてまた、記者会見で、憲法判断を事務総局がちゅうちょしたのは理解できるとも長官は述べたので、この点を認めなかつたことに関して、違法と結論付けたので、それ以上に憲法違反かどうかの判断は法律的には必要ないと説明をされておられました。そしてまた、記者会見で、憲法判断を事務総局がちゅうちょしたのは理解できるとも長官は述べたので、それ以上に憲法違反かどうかの判断は法律的には必要ないと説明をされておられました。

指定の運用についても詳細な調査の結果、それとの比較というのが必要でございますが、その関係も資料が足りず十分にできなかつたことから、十四条違反ということまでは明記しなかつたといふ

ことでござります。ただ、表現としては、先ほど申し上げましたように、合理性を欠く差別の取扱いであったことが強く疑われる記載したことになります。

委員の方から、憲法の番人として憲法判断を期待されていましたという御指摘がされました。今御説明いたしましたように、今回の調査は、憲法上違憲立法院審査権を有しまして裁決体としての最高裁の

判断ではないものでございますが、寺田長官からいへば、憲法価値の実現を担う裁判所が差別を助長する姿勢であったことは痛恨の出来事として重く受け止まつてゐる、患者や元患者の皆様、国民の皆様

に深いおわびを申し上げたところでござります。  
○三宅伸吾君 有識者委員会の結論に対しまし  
て、長官はこのように述べたそうでしたらしくま  
す。

純粹に法律的な観点を離れて結論を出されたと理解していると、このように長官は述べたそうですが、

有識者委員はほぼ全員が私は法律家ではなかつたのかと記憶しているんですが、この点お聞きしたいと思います。それから、純粹に法律的な観点を離れて結論を出されると長官は述べておられま

すけれども、法律以外のどのような視点を有識者委員会が考慮したとの趣旨なのか、改めてお聞きしたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(中村慎君) 有識者委員会の委員五名のうち四名が弁護士ないし法学者でございまして、残る一名は報道関係者でございま  
す。この「五の委員」について司法問題部の取扱い、専  
門知識をもつて、その問題を専門的に取扱うのである。

その方が長きにわたって言法關係の範囲に携  
わつておられた方でございますので、全員が高い  
法律的知識や素養を有した方々であるということ  
は委員御指摘のとおりでございます。

委員は、このような法律的知識だけではなく、ハンセン病の隔離政策やハンセン病の患者、元患者の方々を取り巻く困難な社会状況について深い

学識経験をお持ちの方、また、ハンセン病問題に関する検証会議にも参加された経験を持つていてる方ということでございまして、委員会におきましては、法律的な観点からではなく幅広い議論がなが

されたところでござります。  
公開の原則の関係で、有識者委員会の意見においては、ハンセン病療養所はそれ 자체が激しい隔離、差別の場所であったと言わざるを得ない

い、療養所自体、一般の人々の近づき難い、許可なくして入り得ない場所であるから、その中で設けられた法廷は更に近づき難いものであつたといふうにハンセン病療養所を取り巻く社会的状況

を指摘の上、これを公開原則の関係で重要視され、違憲の疑いはないお拭い切れないと指摘されてゐるところでござります。

假想する議員会には、公開賛成の場で一般論として言えば、傍聴人が入るのに十分な場所的余裕があり、開廷の告示などをする方法によつてその場所で訴訟手続が行われることを

一般国民が認識可能で、かつ、一般国民が傍聴のために入室することが可能である場所であれば公開原則を満たすものと考えており、その意味で有

識者委員会の意見と調査委員会の意見は、純粹に法律的なスタンスというよりは、高い次元の考慮もされた上で判断がなされたというところであります。

このことを長官の方はそういう趣旨で発言されたものでございまして、決して有識者委員会の検討が法律的に間違っているとか、考慮すべきでな

い要素を加えて検討したという評価を加えた趣旨ではないと、いうふうに理解しているところでござります。

○三字委嘱者　ありがとうございました。  
有識者委員会が、憲法問題を含めて法律判断を下すに当たって、リーガルマインドがなかつたのではないかというふうに受け取られるような報道ではないかといふ

を私は目にしたわけでございます。今の御説明で  
すと、いや、そうではないんだと、有識者として  
高い見地から法的事項以外のこととも検討したと、

これは今お聞きして分かりましたけれども、たゞ、こういう誤解というか、私がそういう認識を持つた一つの理由は、やはり生の肉声を聞いていないからだと思うんです。

最高裁判官、年に一度記者会見しているわけですから、是非、インターネット等を使って長官の憲法記念日前の記者会見は公開をされてはいかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(中村慎吾) これまで憲法記念日に当たつての最高裁判所長官の記者会見につきましては、冒頭の長官による談話の発表と記者からの代表質問については録音及びカメラ撮影が行われてきたところでございまして、報道機関はこの録音ないしカメラ撮影による音声又は映像を報道するに当たつて利用することが可能な状況になつております。また、長官による談話は裁判所のウェブサイトにも掲載しているところでございます。

肉声をという委員の御指摘でございました。この記者会見の情報発信の在り方につきましては、御指摘の点も踏まえまして、報道機関による報道の実情なども踏まえながら今後更に検討してまいりたいと考えているところでございます。

○三宅伸吾君 有識者委員会は、その意見をこのように結んでおります。「今回の問題は、ひとり最高裁判所・司法府の責任を問えば済むものではない。検事、弁護士等の法曹、法学研究者等法学界の人権感覚と責任が厳しく問われていることも強調しておきたい」と、このようにして有識者委員会は意見を結んでおります。

ハンセン病隔離政策については、国会も既に責任を認めた上、謝罪決議をしていることを申し添えて、私の質問を終わります。

○小川敏夫君 民進党・新緑風会の小川敏夫でございます。

今日は裁判所の方にお尋ねいたしましたけれども、今度のこの判事の増員でありますけれども、去年もありました、おとしもありました、今年

もあつて、私の予想では来年も再来年もあるんじゃないかと思うんすけれども、どうでしょ、そういうすると、まず裁判所として、この全体像といいますか増員をしていった目標点といいますか、判事の構成、判事補含めて、裁判官の人員の在り方についての、何といいますか、長期的な展望といいますか、そこら辺のところを御説明いただけだと思いますが。

○最高裁判所長官代理人(中村慎吾) 長期的展望という御質問でございます。

御承知のとおり、今後も一定期間、判事の人員の増加が見込まれているところでございます。今後の判事定員の増加につきましては、このような充員見込みも考慮しつつも、あくまでも、繁忙と言える裁判官の負担を軽減し、充実した審理可能とし、各種事件の適正、迅速な判断をするための人的な充実を行つていきたいと考えております。

裁判所は、平成十三年の司法制度改革審議会の際に、適正、迅速な裁判を実現すべく、民事訴訟の合議率一〇%、民事第一審の人証調べが実施された。判決による終局事件の平均審理期間十二か月以内という目標を掲げたところでございまして、具体的には、訴訟の迅速化、専門化の対応のため、その時点で四百五十人程度の裁判官の増員が必要と見込み、その後、裁判官制度の導入もありまして、その対応分五百人を合わせまして、平成十三年から平成二十三年までの十年間で判事四百十二人、判事補九十五人、合計約六百人の増員を認めていたいたところでございます。

近時、事件数自体は落ち着いていますものの、社会情勢を反映した民事紛争の複雑困難化、少子高齢化の急速な進行、家庭の問題解決機能の低下等を背景とした家事事件の解決困難化、累積的にも対応していかなければならぬ状況にございました。そのため、当時の目標というのはなお現在も達成できていない状況にございました、現状でも、判事補が十年終りますと判事になる

は、全既済事件に占める合議事件の割合は四・七%でございましたし、人証調べが実施された判決による終局事件の平均審理期間は全体で見ると二十一・一ヶ月といふことでございます。また、裁判官の手持ち事件数も東京地裁で約百八十件以上というこの状況が続いております。

裁判所といたしましては、引き続き司法制度改革審議会当時の目標を実現したいというふうに考えておりまして、そのため、相応の規模の増員を継続的に行つていく必要があるというふうに考えております。

具体的に今後どれぐらいの人数が必要となるかということにつきましては、今後の事件動向、またその質の変化ということに大きく左右されるところでなかなか明確に算定することは難しいところでございますが、平成二十四年の定員法の審議におきまして、先ほど御説明いたしました目標を達成するためには、当時の事件動向を踏まえて更に四百人規模の増員が必要であるというふうに説明申し上げたところでございます。

○小川敏夫君 司法制度改革等の沿革を今御説明いただきました。司法制度改革で具体的に目標に掲げた六百人ですか、それはもう既に達成しております。それで、毎年ここ数年出ている定員法の背景を見ますと、結局、裁判官の増員といつても、裁判官を増やすためには司法修習を終えた判事補を採用するという形が圧倒的な部分を占めておるわけございます。そういうことで、裁判官の増員というものは、基本的には新たに採用する判事補と

いうものを増やして、それで徐々に徐々に長期間掛けて、十年ですか、掛けて裁判官を増やしていくと思うんですけれども、結局今の仕組みは、裁判官といいうものは、任官して最初の十年が判事補、その後、これは年齢によって違いますけれども、二十年とか三十年が判事と、こんな構造になつております。

それで、判事補が十年終りますと判事になる

あります。しかし一方、判事の方は、まだ少ない採用人数の頃の方が定年を迎えるといいますから三十年とかそのぐらい前に少ない人数で採用した方が定年を迎えると。そうすると、判事補が増えた人が数が、判事補が判事になるときにその人数だけの裁判官の椅子が空くわけじゃなくて、計算上裁判官の椅子がなくなつてしまつて、だから、判事を定年なりして退官される方の人数は少ない、そこへ増員した方の判事補の数が今度は判事にしなくちゃいけない、そうすると、どうしても裁判官としているんじやないかと、こんなような形になつてていると思うんです。

ですからいろいろ、もちろん裁判を充実する、これだけ非常に重要なことだと思いますけれども、どうも現象的には、増やした判事補を判事にするために、しかし辞める判事はまだ少ないから判事の枠を広げるんだと、言わば判事補を増やした玉突き現象で毎年判事の数が増えていくのかなと、こんなような現象が起きていると私は思つてゐるんすけれども。

仮にそういうような理解をしますと、これ毎年毎年、数を増やした判事補が十年たつて判事になると、この数は多いけれども、しかし一方で退官していく判事の数は少ないという現象がまだ十年や二十年続くんですね。だから、そうすると、判事補が判事になるときに裁判官の枠がないからといって広げ続けると、何か来年もある、再来年もあるというだけじゃなくして、これから十年、二十年ずっと判事の数を増やし続けるんぢやないかと、そうすると最終的にどれだけの数になつちゃうんだろうと、こんな疑問があつたのですから、あるいは事件数とか不確定な要素があるから、ここで具体的な数字はもちろん言えないことはよく分かつておりますけれども、そこら辺の全体像ですね。

じゃ、今の御答弁ですと、司法制度改革で六百人というのは達成したと、しかしながら状況の変化で四百人ぐらいを増やしたいというお話をいたしましたが、本当にその四百人で終わるのか、そこら辺のところをもう少し具体的に御説明いただけたらと思っております。

○最高裁判所長官代理者(中村慎君) 今御指摘にありましたように、判事の主たる給源というのは判事補でございますので、判事補の採用数というのが将来の判事の人員ということを確定していくという要素になるところでございます。

今後十年間の判事の人員の見込みにつきましては、退官される人の数や出向ボストの数といった変動要素がありますので正確な見込みはなかなか難しいものではございますが、判事補の採用数の直近十年の間で見ますと九十一人から百十八人の間で推移しているというところでございまして、これと退官動向から単純に計算いたしますと、判事の数というのが一千二百人程度までは増加する可能性があると、これは今後十年間ということでございますが、そういうふうに見込んでいるところです。

このようないいえども、このまま

真実をしつかり見極めるためにいろいろな証人、証拠を十分に調べるということよりも、事件処理を急速方を優先して十分な証人調べ、証拠調べをしないというような声も入ってきております。これは、そうだと断定しているわけじゃありません。

それで、そういう声について、検討するについて、一つの指標として、では民事裁判なら民事裁判で、裁判所全体で、いわゆる裁判全体で、証人調べ、あるいはその中には本人尋問もあるかもしれません、そうした尋問の実施回数が過去と比べて減つてはいないか、もし減つていれば、事件数が増えていくのにそうした尋問が減つているとなると、少し審理が薄くなつたという声にも一応の根拠があるんじやないかとも思うんですねけれども、そこら辺のところの事実関係としてはいかがございましょう。その尋問の総件数の推移ということについてちょっと御説明していただけたらと思います。

ほどの答弁申し上げましたように、充員可能性といふことで、充員見込みということで考慮しつつ、やはり増員ということをお願いするに当たりましては、判事を増員する必要性ということについて、事件処理をきちっとやっていくという観点からその増員の理由を御説明させていただきたいと、それを認めていただくということで努力してまいりましたが、いよいよ考へていてるところでございます。

○小川敏夫君 毎年同じ議論になるのですが、もう同じ議論をしなくて、長期的な計画といふものをしっかりと説明していただければ、むしろ議論は一回で済むのかなとも思っております。

少し話題を変えまして、いわゆる裁判所の事件の審理時間が短縮をされているというような説明もいたいでおるところでありますけれども、こ

れは一部の声、まあ一部かどうか分からなければ、私の耳に入ってきた声で、審理時間が短くなつたのは、裁判官が増えたということよりも、むしろ一つ一つの事件で証拠調べが以前に比べて少し薄くなつたという声があります。裁判官が、真実をしつかり見極めるためにいろいろな証人、証拠を十分に調べるということよりも、事件処理を急速方を優先して十分な証人調べ、証拠調べをしないというような声も入ってきております。これは、そうだと断定しているわけじゃありません。

それで、一つ一つの事件で証拠調べが以前に比べて少し薄くなつたという声があります。裁判官が、真実をしつかり見極めるためにいろいろな証人、証拠を十分に調べるということよりも、事件処理を急速方を優先して十分な証人調べ、証拠調べをしないというような声も入ってきております。これは、そうだと断定しているわけじゃありません。

○小川敏夫君 証人を採用するかどうかは個々具体的な事件によってその必要性が決まるわけですから、ここで具体的にいいかどうかということを議論できるわけではありませんけれども、事件数が増えたと言ふけれども尋問の数が減つていると、やはり当事者が希望するだけは裁判所も採用していないんじやないかというような気もいたします。これは、なぜ減つたかということは、理由は一概に言えませんので断定はいたしませんけれども。

是非、そういう声もあるということを含めて、そういう声が出ないような、いつても、個々具体的な裁判の審理はこれは具体的な裁判官が行うことですからそこに立ち入ることはできないでありますからそこには立派なことはできませんが、そこら辺のところの事実関係としてはいかがございましょう。その尋問の総件数の推移ということについてちょっと御説明していただけたらと思います。

○小川敏夫君 一つ一つの事件の記録は廃棄してしまって、分かるけれども、要するに統計的な資料として、今後のこの通信傍受に関する議論の一つの資料となるものですので、是非統計的な資料として残していただきたいと思っております。

○小川敏夫君 一つ一つの事件の記録は廃棄してしまって、分かるけれども、要するに統計的な資料として、今後のこの通信傍受に関する議論の一つの資料となるものですので、是非統計的な資料として残していただきたいと思っております。

○小川敏夫君 一つ一つの事件の記録は廃棄してしまって、分かるけれども、要するに統計的な資料として、今後のこの通信傍受に関する議論の一つの資料となるものですので、是非統計的な資料として残していただきたいと思っております。

○最高裁判所長官代理者(菅野雅之君) お答えいたします。

ただいま御指摘いただきました民事裁判における人証調べ、証人尋問あるいは当事者本人尋問の件数についてまずお答えいたします。

全地方裁判所における第一審通常訴訟の既済事件のうち人証調べが行われた事件は、平成十八年には二万七千五百五件であったものが、十年後の

平成二十七年には二万二千一件と、減少しております。また、取調べが行われた証人及び当事者本人の数を見ますと、平成十八年には証人が三万六百十人、当事者本人が四万四千八十三人であったものが、平成二十七年には証人が二万三千八百三十人、当事者本人が三万九千四百一人と、いずれも減少しており、特に証人尋問の実施数が減少しているということが言えようかと思つております。

○最高裁判所長官代理者(平木正洋君) 通信傍受令状の請求数、発付数等につきましては特別法上の令状という項目でまとめて集計しておりますので、通信傍受令状の請求数等を独立に統計として集計してはおりません。また、既に関係書類の保存期間を経過しているものもありますので、通信傍受法施行当初からの請求件数等を把握してはおりません。

○矢倉克夫君 おはようございます。

今日は、裁判所職員定員法、一部を改正する法律案の質疑でございます。私からは、主に裁判所のほうから尋ねてこないと思ひます。

先日の大臣の趣旨説明で、今回の法案の説明、内容をるるいただいたわけですが、まず裁判所書記官等を四十人増員する、この内訳は、事前にお伺いしている限り、書記官については三十九名で、事務官については一名という内訳であると理解しております。昨年と同じ数値であるわけではございません、まず、書記官について三十九名増員ということですが、一般的にこの書記官というものの仕事は、をどのような意義として捉えられているのか、そしてまた、今回の増員の背景について最高裁の方から御答弁いただきたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(中村慎君) お答えいたします。

書記官の活用についてのお尋ねというふうでございます。

まず、裁判所書記官という職種は、法律の高度専門職種といたしまして裁判手続を公証する事務のほか、裁判官と連携、協働して裁判手続を行つて行くということで、その手続進行において極めて重要な役割を果たす職種だというふうに考えております。

最近の事件動向からいたしますと、家庭事件については成年後見事件が累積的に増加しております。民事訴訟事件については、事件数は昨年に比べてやや増加という程度でございますが、事件の複雑困難化が進んでいることから、これらの分野についての充実強化が重要であるというふうに考えておりまして、裁判所書記官についてはこの一つの分野を中心に活用することを考えております。

関係者に制度を理解するための説明を行なうといった役割を果たしていくことになりますし、民事訴訟事件につきましては、審理の充実促進を図るために、事件に適した解決方法を選択するための必要な情報収集、裁判所から訴訟関係者への求釈明事項の伝達、準備書面や基本的な書証提出に係る期限管理を行うといった役割を果たしていくということになると考えております。

○矢倉克夫君 今御説明いただいた、主に家事と民事に両方説明があつたわけですが、とりわけやはり家事の分野、成年後見、非常に増えているという背景はあると思います。

成年後見に関しての裁判所の関与は、後見開始と、あと後見監督処分と、そして報酬決定といふ部分だと思いますけど、とりわけ監督処分については、今も指摘があつた後見人の濫用の部分もうですけど、後見人等の申請書をチェックする作業はこれ書記官がやるわけですし、その後、裁判官からいろいろな事前調整なども指示も受けで実際現場の関係者の方と調整するのもこれは書記官であると。

特に後見制度というのは、開始などはそれぞれ開始したその開始手続をやれば終わりなんですが、監督処分に関しては、過去に開始したもののが定期的にこれは監督していくわけですから自然的に累積をしていく、時間がたてばたつほど数は非常に増えていき、書記官の負担というものもやはり多くなってくるという背景はあると思います。そういう意味でも、書記官の方を増やしていくこという方向性は、私はこれは妥当であるかなと思つております。

これは要望なんですけど、今後の体制について、家事について更に書記官を増やしていくということになりますけど、やはり大規模厅のところなどは後見の専門の分野、部門などもつくっているところはあると思います。今後はまた地方にもそういった分野もしっかりとつくっていき、それらちゃんと対応するような書記官の対応というのもこれはしていく、特に地域の方が更に成年後見

の事業で複雑な部分も出てきたりとかする部分もありますので、そういうことを体制的にもすることで現場の市民の方と書記官の交流もまた更によくしていき、ノウハウの共有などにも是非つなげていっていただきたいというふうに思います。じや、統いて事務官の方なんですが、こちらは一名のみということです。國家公務員の女性活躍とワーク・ライフ・バランス推進のために一名ということですけど、この一名増やすということの効果について、端的にまた最高裁からお答えいただければと思います。

○最高裁判所長官代理者(中村慎君) この裁判所事務官の増員の関係につきましては、今御指摘になりましたように、女性活躍とワーク・ライフ・バランス推進のためという定員上の措置でございます。平成二十七年から本省に当たる最高裁において開始したばかりの措置でございます。

そういうことで、育児等の事情を持つ職員が一つの庁に固まっているわけではなく全国各庁で勤務しているということから、全ての庁で一人前以上の勤務時間ということになるわけではないといふようなこと、また、職務の特性及び組織の特殊性を踏まえて考えていく必要があるということから、平成二十八年度についての要求というか増員は一ということにしたわけでございますが、この定員措置の拡大については更に検討してまいりましたということを考えております。

効果ということを御指摘になりました。本定員上の効果につきましては、例えば、育児のための制度の利用に支障が生じていないか、当該部署の事務処理が円滑に行われているかどうか、超過勤務が増加していないか等の観点から分析をしていところでございますが、これまでのところ、育児時間を積極的に利用しながら勤務時間内に円滑に事務処理が行われておりますし、仕事と育児の両立を図ることが可能になっていくというふうに認識しているところでございます。

今後も、このような点を注視しながら、裁判所

○矢倉克夫君 試験的にということですけど、本来の趣旨に沿った形での更なる制度の拡充を是非お願いもしたいと。それを踏まえて、女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進ということですけど、最高裁として今は一名の事務官増員ということ、これは効果も、また試験的でもあるし、一部限定期などころもあるかもしれません、今言つたような目的に基づいたわけですけど、もつと大きな視点で全体としてどのような政策を取られているのか、またこれも最高裁からお答えいただきたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(堀田眞哉君) お答え申し上げます。

裁判所におきましては、これまで女性の活躍、とりわけ女性職員の登用拡大や職員のワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んできておりまして、この三月にはいわゆる女性活躍推進法に基づいて特定事業主行動計画を策定したところでございます。これからも、女性職員の登用拡大や職員のワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、職場での仕事の進め方の見直しや職員の意識の改革、男性職員による育児休業取得の促進を始めといいたします仕事と家庭生活の両立に向けた支援や環境整備、女性職員に対する職務経験の付与等に取り組んでまいりたいと考えていろいろとござります。

○矢倉克夫君 特に、統計上、裁判所の方は男性職員の育児休業が通常の企業よりも取つていらっしゃる割合が高いということを私、統計目に入れたこともあります。そのようなことも更に推進して、是非モデル的な部分を示せるような取組をしていただきたいと思います。

もう一点だけ。他方で、技能労務職員、これ削減されているわけですが、主に守衛さんであることもあります。そのようなことも更に推進して、是非モデル的な部分を示せるような取組をしていただきたいと思います。

とか、そういう方が削減をされるというふうにお伺いもしております、また清掃の方であるとか。特にこの守衛さんの関係ですと、やはりテロの脅威部分、守るべきところはしっかりといるなことが穴が空かないような形での対応といふのは別途どのようにされているのか、御答弁をいただきたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(中村慎吾) 技能労務職員の定員の削減につきましては、委員から御指摘のあった職種について行つてあるところでございまが、定年等の退職に際しまして、裁判所の事務への支障の有無ということを考慮しつつ外注化による合理化等が可能かを判断し、後任を不補充とした上で、その後問題が発生していない状況が継続しているということが確認できた場合に定員の削減を行つてあるところでござります。

司法行政事務の合理化効率化ということは、裁判事務への支障の有無を慎重に検討する必要があるということから、際限なしに事務の合理化や効率化を行うことができるわけではないといふうに考えております。こうした観点も踏まえつつ技能労務職員の削減を行つてあるということでございますが、現時点で業務の支障は生じていないというふうに思つております。

先ほど守衛のところの御指摘がございました。裁判所においては様々な利害が対立する事件を日常的に取り扱つてあるところでございまして、そのような中で適切な裁判を実現していくためには、来庁される国民が安全かつ安心して裁判所を利用できるようになりますため、庁舎内の安全を確保するということが重要な責務の一つというふうに考えているところでござります。

この点、法廷内におきましては、裁判所職員が訴訟指揮の下に対応したり、警備側に配慮すべき場合は警察官への派遣要請を行うなどして対応しているところでございますが、裁判が公開されているという観点で誰でも入庁できるという建物である反面、警備の必要性も高まっていくというふうにとを踏まえまして、警備に支障がないよう万全を

尽くしてまいりたいと考えてゐる次第でございま  
す。

○矢倉克夫君 よろしくお願ひいたします。

じゃ、次は裁判官なんですかれども、裁判官も  
今回増員ということですけれども、民事は事件と  
してはこれ減少傾向ですね。平成二十一年は訴訟  
二十四万件だったのが平成二十六年は十五万件、  
このような形で減つてゐるわけですかれども、  
減つてゐるのに増員する」の理由というものを、  
こちらも最高裁からお答えいただきたいと思いま  
す。

○最高裁判所長官代理者(中村慎君) 二十二年以  
降、民事事件の事件数が減つてることは御指摘  
のとおりでございますが、これは比較的短期間に  
終了していた過払い金返還請求事件の減少による  
ところが大きいところでござります。

他方、その過払い金請求事件を除く民事訴訟事  
件は、内容が複雑困難化しているとともに、その  
対立が激化しているところでございまして、持ち  
込まれる事件は社会経済活動の複雑化、多様化と  
いうことを反映して、まさにそれが訴訟の形で現  
れているというふうに考えております。建築関係  
事件、医事関係事件、労働関係事件などの専門的  
な訴訟や非典型的な損害賠償事件は平成十九年か  
ら平成二十七年までの間に約一万余件増加してい  
るところがございまして、これらの平均審理期間は  
ほぼ一貫して一年を超えていたところでございま  
す。

こうした複雑困難化した訴訟に対応して裁判所  
が判断するということは、社会や経済活動への大  
きな影響を及ぼし得るものということを考えてお  
りまして、この種の事件について適正かつ迅速に  
判断していくためには、様々な経験、知見を有す  
る三人の裁判官が合議体によって充実した審理を  
実現する体制を整えていかなければならぬとい  
うふうに考えてゐるところでございまして、以上  
のようなことから、今の事件動向を踏まえまして  
も判事の増員が必要であると考えてゐる次第でござ  
ります。

○矢倉克夫君　過払いは、私の理解ですけれども、過払いですと審理期間はある程度短いかも知れないけれども、複雑化していくものはそれだけ長くなる部分での負担もあると思います。今少し複雑になるとやはり裁判官三人で合議でということころも出てくる、そういう背景があるのかなどというふうに今答弁聞きながら理解をさせていただきました。

あともう一つは、やはり数字上で出るのは、家事事件が増えている。平成二十年では五十九万ほどであったのが平成二十七年では七八八万という形、これは審判事件でですけど、そういうことの対応ということで裁判官を増員ということだと思いますが、家事事件における裁判官の役割といふものなどをどのように御認識をされているのか、また最高裁から答弁いただければと思います。

○最高裁判所長官代理者(村田斉志君)　お答え申しあげます。

家事事件には、今事件数について委員からお話をございました裁判官が審判という形で判断を示す家事審判事件と、それからそれとは別に、裁判官が調停委員とともに当事者による紛争の自主的な解決として話し合いによる解決を図る家事調停事件、この二つが大きく分けますとござります。近時の事件動向を踏まえますと、いずれにつきましても裁判官の役割はより一層重要なものになつてきているというふうに考えております。

まず、家事審判事件でござりますけれども、近年、お話をございましたとおり、成年後見関係事件を中心に事件数が増加してきております。このように増加しております家事審判事件を適正かつ迅速に処理するためには、裁判官が事案に応じて関係機関との連絡調整等も行いつつ、必要十分な審理を行つて速やかに判断を示すということが求められていて、これこそが裁判官の役割であろうというふうに承知をしております。

また、もう一方の家事調停事件についてでござる

いりますけれども、近年は、離婚した両親の間で子供の引渡しを求めたりですとか面会交流を求めるといった対立の激しい子供の監護をめぐるような調停事件が増加をしております。

このような対立の激しい事件に適切に対応して家庭裁判所の紛争解決機能を強化して国民の期待に応えていくということについては、裁判官が、対立している当事者双方に対して、法的観点を踏まえつつも紛争の実情を的確に把握して、解決の方向性を示すことによって当事者が建設的な話し合いができるようになります。このようにこれが重要な役割を裁判官が担っているというふうに認識しております。

また、このような子供の監護をめぐる紛争につきましては、子供の意思を確認したりですか監護状況等を的確に把握するといった必要性がござりますが、調停手続の主宰者であります裁判官が、調停委員、裁判所書記官、家庭裁判所調査官といった調停手続に関係する職種をどのように活用するのが効果的なのかということについて的確に判断をした上で、職種間の連携を適切に図りながら調停手続を進めることができると承知しております。これも重要な役割であるというふうに認識をしております。

以上のように、近時の事件動向を踏まえますと、家事事件における裁判官の役割はより一層重要なものになつていると考えております。最高裁判所といたしましては、家庭裁判所の裁判官がその役割を十分に發揮できるよう、引き続き十分な支援をしてまいりたいと考えております。

○矢倉克夫君 裁判官が、出された双方の主張を見て決定するだけではなくて、やはりいろんな調整もしなければいけない、意見の調整もある。今、子供の件でおつしやつていたとおり、当事者だけの話ではなくて、やはり子供にとってどうかというような観点が家事はとりわけ強い。そうすると、後見的な観点からのやはり感覚というものが



か、そう言つて流せるような問題ではないんですね。事は司法制度の命であるべき裁判の公平に関する問題です。

この金沢地裁に赴任して裁判官を担当した裁判官の忌避を認めた三月三十一日付けの決定には、この裁判官がさいたま地方裁判所の証務検事時代に、全国規模で展開される事案については法務省内で検討が行われて國として足並みをそろえて訴訟活動をすることが当然であるという大前提の下で、さいたま事件で唯一の証務検事として被告の主張書面作成に実質的に関与したのみならず、この金沢の事件の被告國の主張書面作成にも何らかの影響を及ぼしたことが合理的に推測されると認定をしているわけですね。

しかも、この裁判官は、二〇一五年の三月二十五日までさいたま事件の最初から國の代理人として関わった上で、転任してその明けた四月一日から金沢事件の裁判所の構成する裁判官に右陪席としてなつているわけです。

つい先週まで國の主張を認めさせるための証務検事をやつていた法曹が、四月に入つて着任した金沢地方裁判所では右陪席に座つていると。そんなことが裁判の公平であるはずがない。当事者も国民も、そんな裁判を信頼できるはずがないじゃありませんか。だからこの忌避の申立てが認められてるわけですね。裁判官の忌避の申立てが認められるというのは極めて異例のことです。

最高裁に御紹介いただきたいと思いますが、いまだにその決定書の五ページ、マイナス五行目からの結論部分を御紹介ください。

○最高裁判所長官代理者(堀田眞哉君) 御指摘の平成二十八年三月三十一日の金沢地裁の決定でございますが、お求めの箇所は、五ページ下から五行目の通常人においてといふところからでよろしくうござりますか。

お求めの該当箇所を読み上げさせていただきま

り、かつ、このような懸念は単なる主観的なものではなく、事件との特別な関係を有するということができるという記載がございます。

○仁比聰平君 公正で客觀性のある裁判を期待することができない、それがこの事件においての裁判所の判断なわけです。

ところが、この裁判官はこうやつて忌避されるまで自らその裁判から回避するということをしませんでした。これが判檢交流が生み出した結果なんじやないですか。今、だつて、ついこの間まで國の代理人として闘つていたわけだから、自分が裁判官になつたら公平な裁判ができるいか、あるいは公平さを疑わせる、これは誰が見つって明らかであつて、であれば、自ら、その裁判には関われません、前の任地でこういうことをやつていませんが、この裁判官はそうしなかつたんだですね。それは結局、國の代理人として闘つていたということを述べてその裁判には関わらない、回避するというのが私は法曹として当然のことだと存じますが、この裁判官はそうしなかつたんですね。

私は、國が被告になる裁判で、その証務の方針

といふのがその担当する証務検事の一人の法曹と

しての法的確信に基づかない場面をたくさん見て

きたというふうに思います。つまり、原局と言わ

れる行政府や官邸の方針に左右をされる、そうし

た証務検事としての活動に慣れてきた、そうした裁

判官が、今度は裁判官として國を被告として憲法

違反が争われている事件のこうした裁判を担当す

る、しかも、そうした経歴というのは國民には分

からないわけですから、これ、岩城大臣、國民の

裁判を受ける権利を侵害し、裁判の公平を壊すものだと思われませんか。

○国務大臣(岩城光英君) まず、法曹は法という客觀的な規律に従つて活動するものでありまして、裁判官、検察官、弁護士のいずれの立場においてもその立場に応じて職責を全うするところに

特色があります。裁判官の職にあつた者を証務検事に任命するなどの法曹間の人材交流は、裁判の公正、中立性を害するものではなく、國民の期待と信頼に応える多様で豊かな知識、経験、そいつたものを備えた法曹を育成、確保するために意義あるものと認識をしております。

国側の証務代理人を務めた裁判官出身者が裁判官として復帰した後に担当する事件については、これは裁判所において判断される事項であります。當該事件を回避すべきかどうかは當該裁判官において判断される事柄でありますので、法務省としてお答えする立場にはございません。

もともと、裁判官として復帰した後に法務省出

向中に担当した証務と同種の証務を担当すること

については國民に誤解を与えかねないという指摘

も当然ありますので、そのような誤解を生じさせ

ないためにどのようなことが考えられるかにつき

ましては今後検討してまいりたいと考えております。

○仁比聰平君 今後検討したいという御答弁はそ

れはそれで重要なことで、これ真剣に検討を求めるべきうんですが、大臣が前提にされた國の裁

判の都合というのはそれはあるんですよ。これに

言われるそんな抽象的な話ぢやないんです。具

体的に起つてゐる事件について、あなたは裁判

官として本当に公平ですかと、そんなことない

じゃないかと問われているわけですね。

私は最高裁に最後お尋ねをしたいと思うんです

けれども、今回、忌避の申立てによってこの裁判

官は裁判体から排除をされました。けれども、忌

避の申立てというのは裁判官の具体的な経歴を知

らなければできることじやないんですよ。今回は

全國の弁護団の連携によつてその証務検事として

の経歴が明らかになつたから忌避の申立てに至りましたけれども、一般的に國民は裁判官の経歴を

知りません。國民に対する不意打ちあるいは不公平を回避するためには、具体的に求められている

この集団事件の担当をやつてゐる裁判官の証務検事としての経歴、生存權証務の証務検事を行つて開いた経歴、これ少なくともちゃんと調査をして開示をするべきではありませんか。

○最高裁判所長官代理者(堀田眞哉君) お答えを申し上げます。

先ほどお答えを申し上げたところでございますけれども、証務検事として出向をしております者は裁判官の身分を離れて國の指定代理人として

訴訟活動等を行つてゐるものでございまして、こ

のよう裁判官の身分と離れた形で担当した事件

に関する情報について最高裁において把握するの

がそもそも相当かどうかという問題でございますし、実際にもそれを詳細に把握をするとということ

は困難であるというふうに考へてゐるところでござります。

なお、裁判官の経歴という点についてでございま

ますけれども、裁判官の経歴につきましては証務

検事としての出向の経歴も含めて開示をされてき

ているところでございまして、そういう経歴と

いう観点につきましては、当事者の立場におかれ

ましても當該裁判官の経歴を知り得るという状況

になつてゐるということでござります。

○委員長(魚住裕一郎君) 仁比君、時間です。

○仁比聰平君 はい。

時間が来ましたから終わりますが、つまり裁判

官の経歴そのものは聞かれば答えると言つてい

るわけですから、それを聞いて断固としてたたし

ていくのが弁護士やあるいは國民の裁判を受ける

権利を本当に十分なものにしていく保障だと思

いますが、けれども、その大前提でおつしやつて

るのは大きな大間違いです。

この集団事件で國の代理人になつてきた人が今

度は裁判官になる、それについて容認するよう

姿勢を示すということは、つまり現にどの裁判で

も行つてゐるということを認めてゐる等しい

です。それは日本の司法制度を根幹から信頼を壞

すものであると、断固としてこうした判檢交流は

やめるべきだということを強く主張して、今日は

質問を終わります。

○谷亮子君 谷亮子です。

本日の議題であります裁判所職員定員法の一部を改正する法律案につきまして伺つてまいりたいと思います。

私の方からは、まず初めに、合議率の向上等による審理の充実及び裁判所の人的体制整備の在り方について伺いたいと思います。

今回の改正の背景につきましては、最高裁は、民事訴訟事件が複雑困難化傾向にあり、それらの事件について合理的な期間内で説得力のある質の高い判断を安定的に示していくために、知識、経験の異なる三人の裁判官による多角的な検討により紛争の実態を把握したり、あるいは膨大な証拠、主張の分析や判例等の法的調査を実施することが必要となることから、裁判官を増員して合議体による審理の充実強化を図るということが求められていると御説明をされていらっしゃいます。

この合議率の向上につきましては、司法制度改革審議会の議論の頃から必要性が指摘されてきましたけれども、最高裁におかれましては、平成十三年当時の司法制度改革審議会でのプレゼンテーションにおきまして、合議率を一〇%程度に高める等の目標を立てられまして、そのため必要な裁判官の増員の在り方についての報告が行われたところであります。

そして、それに沿つて平成十四年度から平成二十三年度の十年間に計約四百五十人、加えて、裁判員制度の導入に際しまして平成十七年度からの五年間に計百五十人、合計約六百人の裁判官の増員が行われまして、さらに、平成二十四年度から平成二十七年度までの四年間で判事百二十六人の増員を図られてこられました。そして、その間の地裁の民事及び家裁の第一審訴訟事件の合議率の推移を見てみますと、平成十二年時点で四・三%に比べ、平成二十二年一・八%、平成二十七年四・八%と、このような現状にありました。

そこで、最高裁におかれましては、今回の法改正によりまして人的体制の充実として裁判官を増

員し、複雑困難化する民事訴訟等について合理的な期間内で社会的に通用力のある質の高い判断と解決を図ることによりまして国民の期待に応えます。

そこで、裁判所職員定員法を所管する法務省とし、今回の改正法案によつて裁判所の人的体制による審理の充実強化のため合議率を一〇%程度に向上去させようとされていらっしゃいます。

そこで、裁判所職員定員法を所管する法務省として、今回の改正法案によつて裁判所の人的体制の基本となる事項を定めることにより、第一審の訴訟手続を始めとする裁判所における手続全般の迅速化を図り司法制度の実現に資することを目的として、平成十五年に裁判の迅速化に関する法律が制定されました。

最高裁判所は、裁判の迅速化を推進するため必要な事項を明らかにするため、裁判所における手続に要した期間の状況、長期化の原因、その他必

るものと思つておりますし、感じております。

統きましたして、裁判の迅速化を実現するために、統計データの分析を中心としつつ、各地の裁判所及び弁護士会に対する実情調査も交えながら、これらの検証結果をフォローアップを実施するということを行つていきたいというふうに考えております。

そこで、司法権を担うことになる裁判所が事件を適正、迅速に処理していくことが必要でありますけれども、そのために裁判官を含めた裁判所の人的体制、これが充実されることとは重要であると認識をしております。

裁判所の人的体制の充実につきましては、法務省といたしましても、最高裁判所において判断されるところを踏まえまして、政府において、裁判所職員定員法を所管する立場から、引き続き適切に対応してまいりたいと考えております。

○谷亮子君 ありがとうございました。現状を含速化に係る検証を平成十七年以降二年ごとに、合計六回にわたり公表してまいりました。

ですが、この第六回以降の検証につきましては、第五回までの検証の蓄積を踏まえまして、更なる裁判の適正、充実、迅速化を実現するために、統計

データの分析を中心としつつ、各地の裁判所及び弁護士会に対する実情調査も交えながら、これら

の検証結果をフォローアップを実施するということを行つていきたいというふうに考えております。

第六回の検証結果の概要だけ御説明申し上げますと、まず民事の関係でいいますと、新受事件数は過払い事件等の減少を受けて減少しておりますが、その過払い事件を除いた新受事件はほぼ横ばいということになつております。平均審理期間も平成二十四年の八・九か月から平成二十六年に九・二か月と、若干延びているところでございます。

そこで、昨年公表された検証結果を受け、これまで進められてきた裁判の迅速化に向けての取組の進歩状況はどのようなものであつたのか、また、それを踏まえて今後どのように取組をしていくのか、最高裁にお伺いいたします。

○最高裁判所長官代理者(中村慎吾) お答えいたしました。

委員御指摘のとおり、最高裁判所は、裁判の迅

ります。

統きました。

そこで、科学技術面の先端的知見や新しい取引形態が問題となる事件を始めとして、複雑困難な事件が増加しているという実感が多く聞かれています。

こうした中で、争点整理手続において、裁判官と当事者双方の口頭での議論を活性化させ、争点整理を充実させつつ迅速に行うような取組、あるいは先ほど来御指摘いただいております裁判官三人の合議体による審理を充実させるための取組

を実情調査の結果によりますと、民事訴訟事件に

ついては、

層充実させるような取組が行われているところでございます。

このように、現在は事件の複雑困難化もございまして平均審理期間の短縮という面では十分な成果が出ているところではないところでございますが、先ほど御説明いたしました具体的な取組状況を踏ままして、適正、迅速な裁判に向けまして引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○谷亮子君 御丁寧にありがとうございました。

昨年七月に公表されました最高裁判所による第六回迅速化検証結果に関する報告書では、民事第一審訴訟事件及び家事事件について、裁判所や弁護士に対する実情調査の実施や分析などによりまして運用上の施策や社会的要因に関するこれまでの検証結果がフォローアップされておりました。

そこで、最高裁判所における今後の課題が分かりやすくなるとめられておりました。

そこで、最高裁判所におかれましては、これまでの検証結果を十分に踏まえながら、適正、迅速な裁判の実現に向けて引き続き御努力をしていただきたいというふうに思います。

次に、先ほど申し述べましたけれども、裁判の迅速化に関する法律につきまして、平成二十六年三月二十七日の本委員会における定員法改正審議の中でも、当時の谷垣法務大臣に対しまして法律の施行状況に関する評価について質疑をさせていただきました。その際、谷垣大臣からは、民事裁判の迅速化という目標は大分進んできたなと思つている旨の御答弁をいただいたところでございます。

今回の最高裁による六回目の検証結果を見ましても、裁判の迅速化に関する法律の掲げる目標はおおむね達成したという見方もあるようと思われますけれども、岩城大臣におかれましてはどのような評価をされていらっしゃるのか、また、今後も引き続き最高裁による検証報告が必要とお考えになるのかについて御所見をお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(岩城光英君) 昨年七月に最高裁判所により公表されました裁判の迅速化に係る検証については平成二十六年度には平均審理期間は八・五ヶ月となっており、約六〇%の事件が六ヶ月以内に、約九四・二%の事件が二年内に終局し、審理期間が二年を超える事件は約五%程度にとどまりております。また、刑事訴訟事件については平均審理期間は近年おおむね三ヶ月程度の横ばいで推移しております。平成二十六年度において約九九・八%の事件が二年内に終局し、二年を超える事件は約〇・一%程度にとどまっています。

以上のとおり、迅速化法が定める目標は裁判所の努力によりおおむね達成されつつあるものの、一部の事件につきましては終局までに二年を超える事件があるほか、一年以内に終局しているもの、より短い期間内に終局させるべき事件もあるものと、そのように考えております。

最高裁判所による迅速化に係る検証は裁判の迅速化を推進するためには必要な事項を明らかにするために行われるものであり、まず公正かつ適正で充実した手続の下で裁判がより迅速に行われるこ

とについての国民の要請、期待に応える司法制度を実現する上で大きな意義を有するほか、法務省を含む関係諸機関においてその検証結果を踏まえ必要に応じて様々な検討や取組が行われ、裁判の適正、充実を前提としつつ、より一層の迅速化が図られていく上でも重要であると、そのように考えております。

このような最高裁判所による迅速化に係る検証の存在意義に照らしますと、迅速化法に基づく最高裁判所による検証は引き続き実施されることが有益であり、今後とも最高裁判所により行われることが望まれるものと、そのように考えております。

○谷亮子君 ありがとうございます。今後とも、検証の適正な実施及び結果を裁判の迅速化の促進に向けて反映していくことを心より期待申し上げたいと思います。

もう一つ質問をさせていただくところだったんですけれども、通告していたんですけど、裁判所における女性の活用の取組についてだつたんですが、先ほど矢倉先生の方からの質疑で御答弁いたしておりますので、そこは今後、裁判所における女性の活躍推進ということで更に拡充していっていただきたいということを申し上げ、質疑を終わらせていただきます。

○委員長(魚住裕一郎君) 他に御発言もないようですか、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

〔賛成者挙手〕

○委員長(魚住裕一郎君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(魚住裕一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(魚住裕一郎君) 総合法律支援法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取いたします。岩城法務大臣。

○國務大臣(岩城光英君) 総合法律支援法の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたしました。

平成十六年六月に総合法律支援法が成立し、これにより、日本司法支援センターは、民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要なサービス等の提供が受けられる社会の実現を目指すことを基本理念とし、資力の乏しい者に対する民事法律扶助業務、司法過疎対策

た。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十三分散会

五月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、冤罪をなくすための刑事司法制度の改革に関する請願(第一九〇一号)

一、盜聴法(通信傍受法)の改悪と共謀罪の新設反対に関する請願(第一九〇二号)

一、警察・検察の取調べの全面可視化及び検察の手持ち証拠の全面開示に関する請願(第一九〇三号)

一、人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案の早期成立に関する請願(第一九〇三号)

一、人種等を理由とする差別の撤廃のための施

一、警察・検察の取調べの全面可視化及び検察

の手持ち証拠の全面開示に関する請願(第一九〇三号)

請願者 大阪府豊中市 畑中英夫 外二万三千四百一名  
紹介議員 仁比 聰平君  
この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第一九〇三号 平成二十八年五月十日受理

警察・検察の取調べの全面可視化及び検察の手持ち証拠の全面開示に関する請願

請願者 札幌市 宮子明 外千百三十名  
紹介議員 仁比 聰平君

無実の人が罪に陥れられる冤罪事件ほど重大な人権侵害はない。一九八〇年代には、いわゆる死刑再審四事件で死刑の恐怖におびえ続けた四人の死刑囚が再審無罪となり生還した。近年も、志布志事件、水見事件、足利事件、布川事件など冤罪事件が相次ぎ明らかになっており、冤罪は決して過去のものではなく今も起きている。多くの冤罪事件に共通していることは、(一)取調べ室という密室で自白を強要され、作成されたうその自白調書が有罪の証拠とされている(二)無罪の証拠などを検察に不利な証拠が隠されて法廷に出されないことである。二〇〇九年から国民が裁判官と共に刑事裁判に当たる裁判員裁判が始まつたが、現状のままでは裁判員も含め冤罪づくりに加担させられることも危惧される。また、最近では郵便不正事件に関わる厚生労働省元局長の冤罪事件、大阪地検特捜部主任検事による証拠改ざん事件が発覚した。元局長の裁判では、検察の筋に合うように関係者にうその供述を強要したことが明らかになり無罪となつた。また、大阪地検の改ざん問題では弁護人に開示されていた他の証拠から改ざんの事実が明らかになつた。ここでも、密室での取調べの全面可視化と証拠の改ざんを防止するため検察の手持ち証拠の全面開示の必要性が明らかになつた。

程の録音・録画を行いうよう法律を改正すること。  
二、検察が持つていてる全ての証拠(検察にとって人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案の早期成立に関する請願)  
請願者 川崎市 若森聰朗 外三万百二十名  
紹介議員 有田 芳生君  
この請願の趣旨は、第一四八一号と同じである。

第一九一八号 平成二十八年五月十一日受理

人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 新潟市 森宏之 外九十九名  
紹介議員 有田 芳生君

法務局の登記、戸籍、国籍、供託、行政訴訟業務及び人権擁護業務は、適正、迅速になされこそ国民の財産と権利を守ることになるが、高水準を保つたままの業務量に対しても従事職員が不足し、業務の停滞、サービスの低下、職員の健康破壊など危機的状況に直面している。更生保護業務についても、二〇〇八年六月に基本法である更生保護法が施行されたことに伴い、新規施策はもちらん保護観察業務についても大幅な見直しが行われたが、一連の急激な改革によつて業務量は増え続け、組織や業務に生じたゆがみが拡大していく。出入国管理業務も、国際交流の活発化、海外旅行の増加などによつて出入國者が増大し、また、外国人による不法就労問題への対処、在留審査業務の増加など繁忙を極めている。少年院施設では、近年の少年非行の複雑化、凶悪・悪質化に伴う処遇困難な少年の増加により、職員の肉体的・精神的負担が増大している。一部の施設で夜間の複数指導体制が実施されているが、人員体制が全く整つていない。このような現状と問題点を

直視し、その改善を探求するとき、法務省の業務改善は人的確保によること以外にない。  
ついては、次の事項について実現を図られたい。  
一、「法務局」「更生保護官署」「入国管理官署」「少年院施設」の定員を増員すること。

第二〇〇四号 平成二十八年五月十二日受理  
民法を改正し、選択的夫婦別氏制度を導入することに關する請願  
請願者 大阪市 藤井悦子 外百九名  
紹介議員 尾立 源幸君  
現行民法制定後、既に六十年以上経過し、この間家族の形態やライフスタイルは多様化し、婚姻や家族の役割などに対する個人の考え方や意識も大きく変化している。また、女性の社会参画も進む中、婚姻による改姓によって不利益を被るのは多くの場合女性であるため、氏を変えたくないと考える人が増えている。憲法第二十四条では、家庭生活における個人の尊厳と両性の本質的平等がうたわれている。人権が最大限に尊重され、自由と平等が保障される豊かな社会を構築するためには、氏の決定においても個人の自由意思をできるだけ尊重し、選択の幅が広く許容される制度が必要である。

第一九〇五号 平成二十八年五月十二日受理  
法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願  
請願者 新潟市 森宏之 外九十九名  
紹介議員 有田 芳生君

法務局の登記、戸籍、国籍、供託、行政訴訟業務及び人権擁護業務は、適正、迅速になされこそ国民の財産と権利を守ることになるが、高水準を保つたままの業務量に対しても従事職員が不足し、業務の停滞、サービスの低下、職員の健康破壊など危機的状況に直面している。更生保護業務についても、二〇〇八年六月に基本法である更生保護法が施行されたことに伴い、新規施策はもちらん保護観察業務についても大幅な見直しが行われたが、一連の急激な改革によつて業務量は増え続け、組織や業務に生じたゆがみが拡大していく。出入国管理業務も、国際交流の活発化、海外旅行の増加などによつて出入國者が増大し、また、外国人による不法就労問題への対処、在留審査業務の増加など繁忙を極めている。少年院施設では、近年の少年非行の複雑化、凶悪・悪質化に伴う処遇困難な少年の増加により、職員の肉体的・精神的負担が増大している。一部の施設で夜間の複数指導体制が実施されているが、人員体制が全く整つていない。このような現状と問題点を

第一九〇五号 平成二十八年五月十二日受理  
法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願  
請願者 広島市 中村敦巳 外九十九名  
紹介議員 江田 五月君  
この請願の趣旨は、第一〇〇三号と同じである。

第一九〇六号 平成二十八年五月十日受理  
この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。  
請願者 茨城県日立市 小林真美子 外六百四十七名  
紹介議員 仁比 聰平君  
この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。  
請願者 茨城県日立市 小林真美子 外六百四十七名  
紹介議員 仁比 聰平君  
この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。  
請願者 茨城県日立市 小林真美子 外六百四十七名  
紹介議員 仁比 聰平君  
この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第二〇五四号 平成二十八年五月十二日受理  
裁判所の人的・物的充実に関する請願  
請願者 岡山市 北島庸徳 外百九十九名

紹介議員 江田 五月君  
国民の権利意識の高まりや企業の経済活動の領域が拡大していく中で、裁判所には多数の紛争が持ち込まれ、その内容も複雑・困難なものになっている。これらの紛争を公正・迅速に解決し、国民の権利が十分に保障され、自由で豊かな社会を実現していくためには、利用しやすく信頼される裁判所の存在が不可欠である。また、近年、裁判員裁判を始め、労働審判、成年後見、被害者保護などの新たな制度が数多くつくれられ、裁判所が果たすべき役割もこれまでになく広がっている。こうした手続を定着させ、安定的に運用していくことで、国民の期待に応える裁判所としていくことが必要である。事件を公正・迅速に解決する裁判所の機能を強化するためには、裁判官・裁判所職員の人的体制の整備、庁舎設備の充実、老朽化している施設の改善やバリアフリー化などの裁判所施設の充実が不可欠である。

一、国民がより利用しやすい司法の実現のために裁判所予算を増額し、  
2 裁判所職員の人的体制を整備すること。  
五月一十四日本委員会に左の案件が付託された。  
一、総合法律支援法の一部を改正する法律案  
(第百八十九回国会提出、衆議院継続審査)

(小字及び一は衆議院修正)  
総合法律支援法の一部を改正する法律案  
総合法律支援法の一部を改正する法律  
総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。  
第四条中「乏しい者」の下に「その他の法による

紛争の解決に必要なサービスの提供を求めるに困難がある者」を、「同じ。」の下に「及び行政不服申立手続行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)による不服申立ての手続をいう。第三十条第一項第二号において同じ。」を加え、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第七条中「第三十条第一項第七号」を「第三十条第一項第十号」に改める。

第三十条第一項第一号中「民事裁判等手続において」を「民事裁判等手続又は行政不服申立手続において」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める手続の準備及び追行(民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む)のため代理人に支払うべき報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替えをすること。

(1) 認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある国民等(以下この項において「特定援助対象者」という。)を援助する場合 民事裁判等手続又は当該特定援助対象者が自立した生活を営むために必要とする公的給付に係る行政不服申立手続

(2) 特定援助対象者以外の国民等を援助する場合 民事裁判等手続

ないものへの援助するため、自立した日常生活及び社会生活を営むに当たり必要な法律相談を実施すること。

その被災地において法律相談を円滑に実施することが特に必要と認められるものとして政令で指定するものが発生した日において、民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに住所、居所、営業所又は事務所を有していた国民等を援助するため、同日から起算して一年を超えて定める期間に限り、その生活の再建に当たり必要な法律相談を実施すること。

五 特定侵害行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)第二条第一項に規定するつまとい等、児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待又は配偶者の暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第一条第一項に規定する配偶者からの暴力をいう。以下この号において同じ。)を現に受けている疑いがあると認められる者を援助するため、特定侵害行為による被害の防止に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第一条第一項に規定する配偶者からの暴力をいう。以下この号において同じ。)を現に受けている疑いがあると認められる者を援助するため、特定侵害行為による被害の防止に関して必要な法律相談を実施すること。

二 第三十条第一項第五号の業務及びこれに附帯する業務に關し、これらの業務の実施に係る援助の申込みに關する事項及び当該援助を受けた者の費用の負担に關する事項

第三十六条第一項及び第三十七条中「第三十条第一項第三号」を「第三十条第一項第六号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第六号に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を「から第四号までの業務及びこれらに」に、「同号イ」を「同項第二号イ」に、「並びに同号ロ」を「同号ロ」に改め、「支払に関する事項」の下に並びに同項第三号の業務の実施に係る援助を受けた者の費用の負担に關する事項」を加え、「同号に」を「同項第一号に」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「第三十条第一項第六号」を「第三十条第一項第九号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第三十条第一項第三号」を「第三十条第一項第五号」とし、同項第三号第六号に改め、同号を同項第三号とし、同項第六号に改め、同号を同項第六号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第三十条第一項第五号の業務及びこれに附帯する業務に關し、これらの業務の実施に係る援助の申込みに關する事項及び当該援助を受けた者の費用の負担に關する事項

第三十六条第一項及び第三十七条中「第三十条第一項第三号」を「第三十条第一項第六号」に改め、同号を「第三十条第一項第六号及び第九号」に改め。

第四十六条第一項中「同条第一項第三号及び第六号」を「同条第一項第六号及び第九号」に改め、同条第二項中「第三十条第一項第三号及び第六号」を「第三十条第一項第六号及び第九号」に改め。

第三十二条第一項中「及び第三号」を「から第五号まで、第七号及び第八号」に改める。

第三十二条第一項中「及び第三号」を「から第六号までに改め、同条第三項中「第四号及び第五号」を「第七号及び第八号」に改め、同条の次に次の二号を加える。

二号とし、第三号から第八号までを三号ずつ繰り下げる、第二号の次に次の三号を加える。

第三十二条の二 支援センターは、支援センターの職員のうち、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士につき、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに隣接法律専門職の会及び日本弁護士連合会並びに隣接法律専門職

者団体との連携の下、地域の関係機関との連絡調整その他の当該弁護士の職務の円滑な遂行に必要な措置を講ずるとともに、研修その他の方法による資質の向上に努めるものとする。

第三十四条第二項第一号中の「業務及びこれに」を「から第四号までの業務及びこれらに」に、「同号イ」を「同項第二号イ」に、「並びに同号ロ」を「同号ロ」に改め、「支払に関する事項」の下に並びに同項第三号の業務の実施に係る援助を受けた者の費用の負担に關する事項」を加え、「同号に」を「同項第一号に」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号第六号に改め、同号を同項第三号とし、同項第六号に改め、同号を同項第六号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第三十条第一項第五号の業務及びこれに附帯する業務に關し、これらの業務の実施に係る援助の申込みに關する事項及び当該援助を受けた者の費用の負担に關する事項

第三十六条第一項及び第三十七条中「第三十条第一項第三号」を「第三十条第一項第六号」に改め、同号を「第三十条第一項第六号及び第九号」に改め。

第一項第三号」を「第三十条第一項第六号」に改め。

第三十六条第一項及び第三十七条中「第三十条第一項第六号」を「第三十条第一項第六号及び第九号」に改め。

第一項第三号」を「第三十条第一項第六号」に改め。

第三十六条第一項及び第三十七条中「第三十条第一項第六号」を「第三十条第一項第六号及び第九号」に改め。

第一項第三号」を「第三十条第一項第六号」に改め。

第三十六条第一項及び第三十七条中「第三十条第一項第六号」を「第三十条第一項第六号及び第九号」に改め。

第一項第三号」を「第三十条第一項第六号」に改め。

第三十六条第一項及び第三十七条中「第三十条第一項第六号」を「第三十条第一項第六号及び第九号」に改め。

第一項第三号」を「第三十条第一項第六号」に改め。

第三十六条第一項及び第三十七条中「第三十条第一項第六号」を「第三十条第一項第六号及び第九号」に改め。

第一項第三号」を「第三十条第一項第六号」に改め。

二 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に關する経過措置)  
二 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(旧東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部改正)

3 旧東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律(平成二十四年法律第六号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項の表第二十四条第一項第五号の項中「第三十四条第二項第五号」を「第三十  
四条第二項第六号」に改める。





平成二十八年六月一日印刷

平成二十八年六月三日発行

参議院事務局

印刷者

国立印刷局

〇